# 令和6年第3回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和6年9月3日(火曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 秦野 仁美2番 宮坂 幸夫3番 小野沢常裕4番 今井 健児5番 芝間 教男6番 中村 茂弘7番 村松 浩喜8番 森澤 文王9番 村田 桂子10番 榎本 真弓11番 今井 英昭12番 今井 清

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 今井一行 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明

教育次長 羽場厚子 建設環境課長 篠原英男

産業振興課長 市川 偉 会計管理者 櫻井千佳

庶務係長 田口 仁 代表監査委員 関 淳

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名 議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子
- 1. 会議録署名議員の指名

1番 秦野 仁美

2番 宮坂 幸夫

散会 午後2時37分

議長(今井 清君) おはようございます。本日から9月の定例会が始まります。議員各位に おかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いします。

> また、本定例会においては、マスクの着用及び夏季における軽装、いわゆるクール ビズの取組により上着やネクタイの着脱については、各自にお任せをいたします。

> 本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集の挨拶 までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれ ぞれ許可してありますので、ご了承願います。

> なお、本会議の一部につきましては、蓼科ケーブルビジョンで生中継も行いますので、ご承知ください。

ただいまから令和6年第3回立科町議会定例会を開会します。

これから本日9月3日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者、代表監査委員、農業委員会長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長(今井 清君) 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番議員、秦野仁美議員、 2番議員、宮坂幸夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長(今井 清君) 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

**10番(榎本真弓君)** おはようございます。議会運営委員長の榎本です。会期の検討結果に ついてご報告をいたします。

会期につきましては、8月20日、議会運営委員会を開催し、令和6年第3回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日9月3日から9月18日までの16日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長(今井 清君) お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間としたいと思いますが、ご異議はございません

か。

#### [(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの16 日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長(今井 清君) 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

#### 〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長(両角正芳君)** おはようございます。本日ここに、令和6年第3回立科町議会定例会を 招集しましたところ、議員各位にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年は梅雨入りが平年よりも遅く、明けが平年並みで、梅雨の期間は短かったものの、適期の降雨もあり順調な用水管理ができたかと思われます。梅雨明け以降は30度以上の真夏日が続く暑い夏が今年も訪れ、熱中症も心配される日も多く見受けられました。特に7月下旬から8月上旬は、太平洋高気圧とチベット高気圧が上空で重なり合うダブル高気圧によって、日本の多くの観測点では35度以上の猛暑日を記録するなど異常気象が続いております。

そうした中、7月26日から8月11日までの日程で第33回夏季オリンピック競技大会がフランス・パリで開催されました。日本は海外で開催されるオリンピックでは過去最高となる45個のメダルを獲得しました。そのうち金メダルは20個を数えるなど、日本選手団の目覚ましい活躍に日々感動し続けたパリ五輪でありました。

また、8月28日から9月8日までの12日間の日程で第17回パラリンピックパリ大会が開幕しました。日本選手団のメダルラッシュに期待がかかります。多様性と共生をテーマとして掲げる障がい者の祭典であるパラリンピックは、分け隔てのない社会の実現を後押しする機会として期待をされております。

立科町では昨年同様、コロナ禍前に行っていた夏季行事を本年も順次開催をしております。特に町民まつり立科えんでこは、昨年の反省点を踏まえ、公募者の企画力を生かしたステージ発表や飲食等を味わえる場所の提供を確保するなど、子供から大人まで多くの町民皆様が楽しめる町民まつりに取り組んだところであります。まだまだ反省することもあるかと思いますが、さらなる創意工夫を凝らしながら、町民主役の町民まつりにしていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を切にお願い申し上げます。

国の経済動向に目を向けますと、内閣府が8月15日に発表した2024年4月から6月期国内総生産、いわゆるGDP速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.8%。このペースが1年続くと仮定した場合、年率換算は3.1%増となり、2四半期ぶりのプラス成長となりました。

認証不正問題で停止していた自動車生産の再開が進んだことにより、個人消費や設備投資が回復したことが主な要因との分析であります。

一方では、物価高が消費者の許容範囲を超えている状況から、支出抑制されるリスクや国内外の先行きの不透明感もあり、日本経済が本格的な成長軌道に戻せるか問われている状況でもございます。

さて、6月定例会以降に動きのあった主な事業や情勢等について申し上げます。

まず、新聞報道等でも取り上げられましたが、蓼科クロスカントリーコースの改修 工事竣工記念イベントを8月9日に開催いたしました。当日はテープカットに続き、 國學院大學陸上競技部の皆さんや観光協会員と議会議員、役場職員等がそれぞれチームを組み、新設された平地800メーターコースをリレー方式で競い合い、記念イベントを盛り上げていただきました。

今回のクロスカントリーコースの改修は、雨水によりコース内の状況が洗掘悪化しやすく、万全な状況で使用できる状態を維持することができませんでした。利用される皆様によりよい環境で使用いただくには、雨水への耐性を向上させる必要があり、このたびの改修工事では、平地1,000メーターコース北部の平たんな場所に折り返しを新設し、雨水の影響を受けにくい平地800メーターコースを新たに設定しました。と同時に、平地1,000メーターコース内を流れようとする雨水を積極的に排水するため、側溝を敷設しました。また、傾斜地1,000メーターコース北側に天然芝による緑化を行い、雨水の流れに対する耐性を確保しました。

今後ともコース環境を整え、ご利用いただく皆様から認知されるクロスカントリーコースとして多くのランナーにこの施設を最大限ご利用いただき、世界に羽ばたく選手が誕生することを願うとともに、スポーツを通した観光地の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣対策として、6年度に計画したICTを活用した遠隔操作自動捕獲システムは導入済みで、餌つけをして観察していたところ4頭の捕獲が確認をされました。

立科町都市農村交流施設の改修は、第2期工事として、既存の施設改修を9月まで の工事期間をもって工事実施中であります。町営住宅建設に関しましては、設計業務 等を経て住宅造成工事の発注を順次進めてまいります。

また、児童館のエアコンの更新及び施設増設部分へのエアコン新設が6月中に完成 し、利用者の健康と居場所づくりの確保を図りました。

また、たてしな保育園では、未満児入所の増加に伴う園庭拡張の必要性から、砂利部分を芝生にする工事を実施いたしました。子供たちが伸び伸びと安心して遊べる環境整備に努めたところであります。

次に、令和7年度を初年度とする第6次立科町振興計画の素案を現在作成中であります。9月以降に開催いたします審議会で検討願った後、議会に提出させていただき

ます。

なお、今定例会に立科町振興計画の名称を立科町総合計画に変更いたすべく、立科 町振興計画審議会条例等の一部を改正する条例制定の議案を提出しておりますので、 ご審議賜りたくお願い申し上げます。

また、介護予防ドクター事業では、新たにマイクロストーン株式会社との協働による歩行姿勢の計測及び矯正実施に向けて、現在準備を進めております。

以上、6月定例会以降の主な動きについて申し上げました。

9月に入り秋の台風シーズンを迎えました。既に日本列島を横断した台風も含め、 記録的な大雨により24時間雨量がその地域の1か月雨量以上の量が降って災害を引き 起こしています。能登半島地震や宮崎日向灘地震をはじめ各地で地震が発生をしてお ります。幸いにも当町では大きな地震や記録的な大雨被害はありませんが、自然災害 はいつどこで起きても不思議ではありません。日頃から災害に対する備えは大変重要 であります。

そうした観点から、この9月1日には4年に一度の総合防災訓練を実施する予定でありましたが、強い台風10号の県内接近が見込まれるため、町民皆様の安全を考慮し、中止といたしました。

今回の訓練内容は、立科町体育センター及び権現山運動公園一帯での避難所開設や 運営訓練、初期消火訓練、応急救護訓練等を各地域から出ていただいた皆様と役場職 員等による総合訓練であります。住民自ら自分の身は自分で守る意識を持って行動す る自助、地域住民や企業等が連携して助け合う共助、行政による公助による災害対応 が重要であり、町全体の防災力を高め、実践的な訓練となることを目指し、総合防災 訓練を計画した次第であります。

今後とも、町では平時から災害に対する備えを怠らないよう、防災意識の高揚と災害の未然防止を図るべく、全力で災害対策に当たってまいりますので、町民皆様、議会皆様のご理解・ご協力を切にお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

続いて、6月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、 その他につきましては、お手元に配付させていただきましたのでご覧ください。

- 6月20日、振興計画審議会を開催し、住民意識調査の結果報告と第6次計画の策定 方針や名称変更について協議いただきました。
  - 6月23日の町民ゴルフ大会には146人の参加をいただきました。
- 6月26日、たてしな保育園において幼年消防隊の任命式が行われ、42名の園児から 力強い防災の誓いが斉唱されました。

7月1日には、第66回長野県消防ポンプ操法大会に出場される小型ポンプ操法の部、 西塩沢分団、ポンプ車操法の部、町分団の皆さんに激励と県大会での健闘を祈念申し 上げました。7月7日の大会ではそれぞれ健闘し、小型ポンプ操法の部においては、 見事準優勝という好成績を収めました。 7月22日は区長・部落長さんのご出席をいただき町政懇談会を開催し、事前取りまとめをした要望事項に対する回答や意見交換を行い、各地域での課題など重要なご意見やご要望をいただきました。今後において必要な対応をしてまいります。

8月3日には、第32回町民まつり立科えんでこが開催されました。前年の反省を踏まえた改善を行い、大勢の皆様が集い、活気に満ちた夏の一夜となりました。

8月7日には、しらかば2 in 1 スキー場において、12日までにかけて開催されるボーイスカウト長野県連盟第19回長野県キャンポリーの開会式に出席し、歓迎の言葉を申し上げました。

8月15日は、二十歳の祭典に出席し、参列した44名の皆さんにお祝いを申し上げました。同日夕方、名古屋市で開催されたとびうお杯全国少年少女水泳競技大会において、100メーター自由形で見事優勝、50メーター自由形でも3位入賞した西塩沢の土屋夢紅さんの表敬訪問を受け、激励を申し上げました。今後の活躍に期待をいたします。

8月18日には少年スポーツ大会、25日には分館対抗スポーツ大会が開催され、それ ぞれ出場選手の皆さんに激励を申し上げました。

なお、9月1日に開催予定としていた総合防災訓練は、先ほども挨拶で申し上げましたが、台風10号の接近に伴い、参加住民の安全を考慮して中止とし、8月30日に台風10号に関する庁舎内連絡会議を開催し、対応について協議しました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本定例会に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例制定1件、条例改正5件、令和6年度補正予算3件、 広域連合規約の変更1件、令和5年度決算に係る議案、認定8件、報告2件です。

初めに、議案第45号は、立科町が加入している長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約を国の制度改正に伴い一部改正するものです。

議案第46号 立科町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等が受けた被害の早期な軽減と回復を図り、犯罪被害者等の生活の再建を支援するとともに、権利利益の保護を図るなど、犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため制定するものであります。

議案第47号 立科町振興計画審議会条例等の一部改正については、立科町振興計画 を立科町総合計画と名称変更するため、立科町振興計画審議会条例のほか関連する 3つの条例を改正するものであります。

議案第48号 立科町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法の一部改正による所要の改正であります。

議案第49号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、健康保険証が新規発行されなくなることによる所要の改正です。

議案第50号 立科町索道事業条例の一部改正及び議案第51号 立科町御泉水自然園 条例の一部改正については、索道料金及び御泉水自然園入場料等の改定を行うもので あります。

議案第52号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第2号)につきましては、既定 予算に歳入歳出それぞれ3億5,376万5,000円を追加し、総額を58億9,119万6,000円と するものです。

主な内容は、歳入では、普通交付税の額の確定のほか、前年度繰越金の額の確定等により財政調整基金からの繰入金3億7,000万円を皆減しました。これにより基金繰入れに頼らない予算となりました。

また、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税調整給付金給付事業の財源とするものであります。そのほか、事業進捗等により各種補助金や起債を財源として充当するための補正を行いました。

歳出では、総務費で別荘貸付地の返還に伴う返還金定額減税調整給付金を増額補正し、民生費では犯罪被害者の支援経費、衛生費では新型コロナウイルスの予防接種経費を計上しました。商工費では索道事業特別会計の繰越金確定により、索道事業特別会計への繰出金を増額補正しました。教育費では小学校のランチルーム雨漏りに対応するため、屋根の改修経費を計上しました。その他、事業進捗に伴うもの及び施設管理、運営上必要となる補正をいたしました。

議案第53号 令和6年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、前年度繰越金の確定及び過年度分の返還金が主な内容であります。

議案第54号 令和6年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)は、前年度繰越金の確定及び国庫補助金の採択に伴う財源の補正が主な内容であります。

議案第55号及び議案第56号並びに認定第1号から第6号までは、令和5年度公営企業会計の剰余金の処分及び決算の認定、一般会計・特別会計6会計の決算の認定をお願いするものであります。各会計とも監査委員さんの審査を受け、決算等審査意見書を提出いただいております。ご指摘の内容につきましては、それぞれ検証を行い、今後の町政に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、人事案件であります立科町教育委員の選任同意につきましては、最終日に提 出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

提案いたします案件につきましては、それぞれ関係課長から説明をいたしますので、 ご審議の上議決いただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上、議案の概要を申し上げました。

# ◎日程第4 議会諸報告

# 議長(今井 清君) 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって

報告とします。

次に、今井健児総務経済常任委員長、報告ありますか。

**4番(今井健児君)** 4番、今井健児です。それでは、総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

7月23日、索道施設に係る継続調査を行いました。また、同月30日には高原エリアを中心に担当所管における今年度事業に係る現地視察を行いました。 以上です。

- 議長(今井 清君) 次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、報告ありますか。
- 5番(芝間教男君) 5番、芝間です。8月21日木曜日でありますが、立科町中央公民館において、社会文教建設常任委員と民生児童委員との合同研修を行いました。それぞれの委員会の活動報告の紹介の後、児童委員としての児童の支援について、自主防災組織の編成と民生委員会の立ち位置、民生児童委員の活動についての3部会に分かれ、それぞれの活動の実情や委員の立ち位置についてなど活発な意見が執り行われました。

町の最先端で活躍する民生委員の皆さんの活躍を知り、改めて私たちも委員の皆さんと連携をし、地域、児童委員、福祉にも注視しながら活動をしていきたいと、気持ちを新たにしたところであります。

以上です。

議長(今井 清君) これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第45号

議長(今井 清君) 日程第5 議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

# 〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長(荻原義行君) 議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、 提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により別紙のとおり規約を変更するため、同 法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

本日提出、立科町長。

裏面は変更する部分となり、施行日は令和6年12月2日です。

本案件は、いわゆるマイナンバー関係法令の改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、長野県後期高齢者医療広域連合規約について、広域連合及び関係市町村が行う事務を定めた規定の部分について改正する必要が生じたことによるものです。

具体的には、現行の規約では、被保険者証の文言を含め広域連合及び関係市町村が

行う事務を列挙しておりますが、これらを包括して規定している高齢者の医療の確保 に関する法律及び同法施行令に合わせると規定するものです。

広域連合規約の変更については、各市町村議会の議決を得た上で長野県知事の許可 を得る必要があり、構成77市町村全ての議会において同一の文言での議決が必要とさ れております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(今井 清君) これから議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につい ての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 質問いたします。

まず、これまで町が行っていた後期高齢者の被保険者証の発行とか資格とか、いわゆる事務関係が全て広域連合のほうに行くということになりますと、例えば後期高齢者の受給者証を紛失したような場合には、手続上どうなるのかと。そのやり方についてご説明をお願いしたいと思います。それが1点と。

もう一つは、後期高齢者の中でも特定疾病については、療養の受給者証というか受益証というか、正確に言うと後期高齢者医療特定疾病療養受療証とかいうのもこれまで発行されていたわけですが、この発行についても、町から広域連合に移るんでしょうか。紛失とか、届出の関係の事務と、今の療養の受給者証の発行についてお伺いいたします。

議長(今井 清君) 荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) お答えいたします。

基本的には、これまで長野県後期高齢者医療広域連合で行っていた事務と町が行っていた事務に変更はございません。

ただ、被保険者証というものが廃止されるに伴いまして、そこの部分の文言が存在をしているので、これについての改正をするということで、これまでは規約の形式が事務をそれぞれ列挙をしていましたが、これはもともと高齢者の医療の確保に関する法律の中にうたわれていたということでございまして、そちらのほうに合わせるという、形式を変えるというものでございまして、窓口での業務、町が担っております部分につきましても、基本的には変更はございません。ということで、保険証の発行ですとかそういったことも従来どおりということでございます。

以上です。

議長(今井 清君) 9番、村田桂子議員。

**9番(村田桂子君)** もう一つの答えがないんですけれど、それもちょっと、今2問目なので、 先ほどお答えがなかったので教えてください。

そうすると事務に変更はないということになりますと、例えば受給者証を紛失した

というようなときにも、町の窓口に来て申請をすれば、即その日のうちに申請を受け付け、発行してもらえるということでよろしいんでしょうか。マイナ保険証になると大変厄介だというふうに、私、国保のほうの受給者証では伺ったところですが、後期高齢については、特に保険者証を紛失しやすいということが高齢になるとなりやすいわけですけれども、この問題についても、今まで町へ来ればその場で受給者証を発行していただいたわけですが、これについてはマイナ保険証になるとどういうことになるのか。そこのご説明をお願いします。

それから、先ほどの特定疾病の受療証ですね、それについての答えがなかったので お願いします。その発行も町がやるのか、それとも広域連合になるのかということで す。

# 議長(今井 清君) 荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) お答えをいたします。

まず、被保険者証そのものが、令和6年の12月2日以降は発行されなくなるという ことでございますので、それそのものは窓口での発行がなくなります。

別途、マイナンバーカードの発行ですとかそういったものにつきましては、またこれは別件ということになります。それから、特定受給者証というものに関しましては、現在承知しておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(今井 清君) 9番、村田桂子議員。

**9番(村田桂子君)** これまでの国保証なんかは特にですね、なくした場合には、町の窓口に 行けば即日発行していただいたわけですよね。

ところが、マイナ保険証になった場合、事務は町で行うということは変わらないんだけれども、即日発行ができるのかどうか。何しろ病院にかかるということは大変重要なことなので、それがなければ病院に行かれないということになりますよね。紛失の場合、マイナ保険証になると国保の場合だったら、ほぼ3週間から1か月かかるというふうに私は認識をしております。その間、お医者さんにかかれない状況になっては困るわけなので、そこをどうするのかということをお聞きしているわけですが、そこのお答えありませんでした。これ3回目なので、町民が困らないようにちゃんと体制を取らないといけないと思うんですが、事務は広域連合に移ったけれども、通常どおり町の窓口で受け付けるということはよく分かりましたが、即日発行になるのかどうか、紛失した場合ですね。それに代わる、例えば資格確認書がその場で発行してもらえるのかどうか。そこら辺の安心のところが分からないわけですけれども、それについてもお答えください。

それから、特定疾病についてというのが、従来の後期高齢の保険証のほかに、こういうふうに、これは町が出しているというか、厚労省が出しているパンフレットですけれど、特定疾病の受療証というのが必要なんですよね。これのほうが必要なんです

よ。これの発行業務も町が引き続いて行うということでよろしいんですか。その確認 をちょっとお願いします。

議長(今井 清君) 荻原町民課長。

**町民課長(荻原義行君)** まず、広域連合に事務が移るというふうにおっしゃいましたけれど も、これは先ほども申し上げましたとおり、事務の分担という意味におきましては、 基本的には変更がございませんので、今回新たに連合に事務が移るわけではございません。

そして保険証に関しましては、12月2日以降は発行されませんので、窓口での発行もされません。いうことで、資格確認書などにつきましては、その時点で即窓口で発行されるかどうかということについては、現在承知はしておりませんので、これも併せて確認をさせていただきたいと思います。特定受給者証に関しましても、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(今井 清君) ほかに質疑はございますか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。 9番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

### 〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番(村田桂子君) それでは、議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、後期高齢者医療制度の運営に当たって、これまで町の事務とされてきた被保険者の資格管理、申請届出の受付、被保険者証や資格証明書の引渡し、あるいは返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付及び証明書の引渡しや保険料に関する申請の受付など、運営に係る事務を文言整理をしたということが分かりました。また、これは12月2日より施行予定とするものですが、幾つかの疑問点があり、賛成しかねます。国策で進めることに反対して何になるのかという議論もありますが、その立場に立てば、国の決めたことに異論を許さないということになるので、一言申し上げたいと思います。4点について申し上げます。

私が賛成しかねる第一の理由は、住民にとって利便性が増すことにはならないということです。現行ですと、保険証1枚あれば負担割合も分かり、自治体が1年たてば自動的に交付し、手元に届くことになります。マイナ保険証になったときに5年ごとの更新というのが自動的に行われるのでしょうか。再び交付申請をしなければならないとしたら、高齢者などには大変な負担になります。保険証の紛失したときは大変で

す。警察と役場に届けを出して顔写真を撮り直し、手数料も1,000円かかります。これは国保の場合ですけれど。手元に届くまで1か月ほどかかりますと。その間の証明はどうするのか。資格証を発行することになるのでしょうか。

今質問いたしましたが、はっきりした答えはありませんでした。紛失したときにそれに代わって発行されるものがあって、それをもってお医者さんにかかれるという、 その保障がない、はっきりしないということが分かりました。

高齢者はしばしば保険証などを紛失します。その間の医療保障がされるのでしょうか。また、マイナ保険証による顔認証システムが不具合を起こして、結局4桁の暗証番号を入力して本人確認などをするとしています。本人にしか知らされていない暗証番号も、高齢者施設や障がい者施設、介護施設などでは他の人間が扱うことになります。紙の保険証も見せてくださいという事態が広く起こっているのです。負担割合が間違って表示されたり、他人の情報がひもづけられたりする問題が多数報告されています。利用する住民にとっての不利益が起こっているのです。利便性が増すことにはなりません。

第2は、任意であるマイナンバーと保険料を支払えば当然権利として受け取れる医療へのアクセス窓口である保険証を強制的に結びつけること。このことを加速するものだということです。マイナンバー制度導入への前のめりの施策展開です。

9月2日付信濃毎日新聞によれば、この新聞ですけれど、マイナ保険証一本化に根強い異論があると。約8割のところで反対だということが報道されました。

9月2日の信濃毎日新聞によれば、マイナンバーと保険証の強制的な一体化には、約8割が反対しています。単に長野県だけというのではなく、全国18の地方紙が行った合同アンケートによれば、マイナ保険証に一本化、賛成は18.3%、現行の保険証を残して選択制にすべきが39.8%、約4割、現行の保険証を残し、マイナ保険証の導入をやめてというのが42%となっており、合計82%が現行の保険証を残してほしいと考えています。

今回の議案は、国保と同様、広域連合においてもマイナ保険証とも一体化を前提に 事業が進められるおそれがあります。国民の理解が得られていないことを議会で議決 して急ぐべきではないと考えます。

3つ目の理由は、町の事務負担がなくなり、広域連合に移管するのだからよいのではないかという視点です。事務負担は変わらないということも分かりました。自治体 D X の推進という国策の下、デジタル化が進み、事務事業が効率的になることを否定はしませんが、効率化の名の下に町の自治事務が縮小し、広域化が進めば、形を変えた自治事務の形骸化。実質的な市町村合併に道を開くことになるのではないか。実際に広域連合で決めたことは反対しにくいという雰囲気があるではありませんか。何でも広域で決め、町村は追認するだけという形に拍車がかかります。しかも、移行に係る費用などは全額国が面倒を見るということになると、いや応なく引きずられ追認す

ることになります。地方分権一括法の精神と逆行します。中央集権化への一里塚と言えるのではないかと思います。

そして4つ目は、その進め方です。町の広報でも12月2日からは紙の保険証が使えなくなると脅しのような表現をしています。実際は8月1日発行の保険証は1年間はそのまま使えますし、マイナンバーとの一体化を望まない住民には、資格確認書の発行が義務づけられているはずです。何しろ保険料は天引きで引かれているのですから。保険料を払い続けているにもかかわらず医療にかかれないなどということが起これば裁判問題です。資格確認書が送られ、医療にかかれないことはありませんとしっかり広報すべきではありませんか。それが、いかにもマイナンバーと一体化しなければ医療にかかれないような脅しとも取れる広報の仕方は、あまりにも政府寄りではないか。住民の命と健康を守る立場からかけ離れているのではないでしょうか。紙の保険証が使えなくなるという脅しはやめるべきです。一体化しなくても、医療にかかる権利は保障されていますとはっきりと明言し、住民を安心させることこそ町の仕事ではないでしょうか。

役所の持つ情報は、私たちの生活の全てにわたる情報です。町税、福祉、児童手当、介護など多岐に及んでいます。これがマイナンバーで一律に統一されれば、国によって私たち国民のプライバシーが全て握られることになり、何に利用されるか分からないという不気味さを感じます。

また、一たびハッカーなどによって流出されれば、その被害は計り知れないと考えます。集約化されればリスクもその分大きくなります。マイナンバー制度で最も不安に思うこととして、情報の漏えいやプライバシー侵害、不正利用による被害をそれぞれ3人に1人が挙げています。

政府はさらにマイナンバーの利用分野を医療健康情報だけではなく、銀行預金や運 転免許証とのリンクも議論されています。制度が始まって急速に利用を広げようとし ているのです。

私はマイナンバー制度導入に反対です。別に一元管理されなくても、それぞれの事業で連携を取りながらやれば問題はないと思います。これほど大きな問題を引き起こしているのに、それへの対応策や検討もなしに、接続を前提にして事業を急ぐ必要はないと考えます。

また、町としても本当に導入する必要があるのか。その費用対効果の検証など、独立した自治体として真剣に議論する必要があります。また、一体化を拒否する町民の権利についてもきちっと町民に伝えることが必要なことを重ねて申し上げ、反対討論といたします。

#### 議長(今井 清君) ほかに討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案の採決につきましては起立により行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第45号につきましては賛成多数で可決されました。

◎日程第6 議案第46号

議長(今井 清君) 日程第6 議案第46号 立科町犯罪被害者等支援条例の制定についてを 議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場教育次長、登壇の上、願います。

# 〈教育次長 羽場 厚子君 登壇〉

**教育次長(羽場厚子君)** 議案第46号 立科町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理 由の説明を申し上げます。

立科町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

次ページをご覧ください。

この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって町民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として新たに制定するものであります。

第2条は用語の定義です。

第3条で、犯罪被害者等支援は犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行わなければならないことなど、5つの基本理念を示しております。

第4条は町の責務、第5条は町民等の役割、第6条は事業者の役割を定めます。

第7条で支援体制、第8条で個人情報の管理を定めます。

第9条から第13条は、相談、情報の提供、日常生活の支援、居住の安定、経済的負担の軽減等、町が犯罪被害者等に行う支援を定めます。

第14条は広報啓発に関することについて、第15条は民間支援団体に対する支援について定めています。

施行日は公布の日からとなります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長(今井 清君) ここで暫時休憩といたします。再開は11時からです。休憩に入ります。 (午前10時52分 休憩) 議長(今井 清君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程第7 議案第47号

議長(今井 清君) 日程第7 議案第47号 立科町振興計画審議会条例等の一部を改正する 条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

# 〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

**企画課長(竹重和明君)** 議案第47号 立科町振興計画審議会条例等の一部を改正する条例制 定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町振興計画審議会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 本日提出、立科町長。

第5次立科町振興計画の計画期間が本年度末で満了を迎えるにあたり、次期計画の 策定を令和4年度から進めており、この中で、立科町振興計画の名称を立科町総合計 画へ変更することも検討をしてまいりました。

現在、少子高齢化が進行し、社会の構造が大きく変化しており、この変化の中で持続可能な成熟した社会に転換していく時代を迎えていることから、物事を盛んにするという意味を持つ振興計画ではなく、様々な課題に対し、広い視野と柔軟な発想を持って対応していく意味を込めて、総合計画にしたいと考え、周辺市町村の状況等も踏まえ、町としての方向性を定めました。

6月に開催した振興計画審議会で、計画の名称変更についてお諮りしたところ、承認を頂きましたので、この条例により関係する4つの条例の一部改正を行うものでございます。

第1条では、立科町振興計画審議会条例の一部改正を行うもので、条例の題名を立 科町総合計画審議会条例に改め、第1条及び第2条中の「振興計画」を「総合計画」 に改めることにより、2か所を立科町総合計画審議会に、1か所を立科町総合計画に するものであります。

また、種別ごとに任命する委員の定員を定めた第3条第2項では、第4号立科町の 区域内の公共的団体の役員及び職員 農協2・土改1と、第5号学識経験を有する者 19人以内を合わせ、第4号立科町の区域内の公共的団体の役員及び職員の後に、 「並びに見識を有する者 22人以内」と改め、第5号を削り、記実の整理を行い、簡明な記載にするものでございます。

第2条では、立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例の一部改正を行い、

題名を立科町総合計画基本構想の議会の議決に関する条例に改め、趣旨第1条中の「振興計画」を「総合計画」に改めることにより、立科町総合計画基本構想を議会の 議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとすることとします。

第3条では、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うもので、別表中の「振興計画」を「総合計画」に改めることにより、立科町総合計画審議会委員の報酬を規定します。

第4条では、立科町課等設置条例の一部改正を行い、企画課の分掌事務を規定する 第3条第2項中の「振興計画」を「総合計画」に改め、先頭のアに町総合計画に関す る事項と定めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上 げます。

◎日程第8 議案第48号~日程第9 議案第49号

議長(今井 清君) 日程第8 議案第48号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例 制定について及び日程第9 議案第49号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一 部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

### 〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長(荻原義行君) 議案第48号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に ついて、提案理由の説明を申し上げます。

立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面は改正の内容です。施行日は令和6年12月2日です。

本案件は、いわゆるマイナンバー関係法令の改正により、現行の被保険者証が令和 6年12月2日以降発行されなくなることに伴う改正となります。

被保険者証の文言がある部分を削除し、今後施行される予定の国民健康保険法の一部改正の内容を盛り込み、条項の修正をしております。

今般、国民健康保険法の施行よりも前に提案いたしますのは、本案の施行日が12月 2日と定められているため、それまでの間に改正する必要が生じたことによります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申 し上げます。

続きまして、議案第49号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す

る。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

本案件につきましても、いわゆるマイナンバー関係法令の改正により、現行の各医療保険等の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴う改正となります。

被保険者証とある表記を、被保険者証であることを示す証明書と改めるものです。 令和6年12月2日施行です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申 し上げます。

◎日程第10 議案第50号~日程第11 議案第51号

議長(今井 清君) 日程第10 議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定 について及び日程第11 議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例 制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

# 〈産業振興課長 市川 偉君 登壇〉

**産業振興課長(市川 偉君)** 議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町索道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

別表の冬山運賃及び駐車場使用料の改正については、円安等を背景としたエネルギー価格及び賃金物価上昇の影響を受け、索道運営費や施設の老朽化による施設の修繕、部品交換等の費用が年々増加していること。

健全な運営とサービス向上、安全確保に向け、雇用の確保と従業員の待遇改善に努めている中で、賃金上昇により人件費が増加していること、さらには温暖化を踏まえ、グリーンシーズンにおける取組やノンスキーヤー向けのコンテンツの充実、白樺高原への二次交通の運行など、インバウンド等新たな利用者や収益機会の確保に向けた取組においても、エネルギー物価上昇の影響を受け、管理運営経費が増加していることから、冬山運賃の子ども・シニアのシーズン券、ロングシーズン券の大人と学生・ミドルを除くその他の区分ごとの料金及び駐車場使用料について、上限を定めるための改正をお願いするものです。

詳細な区分別の料金は、第6条第3項の規定により、これら料金を上限として、町

の承認を前提に指定管理者が定めます。

附則として、令和6年11月5日から施行するものとします。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお 願い申し上げます。

議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

別表第1から第3の入園料、オリエンテーリングコース参加料及び駐車場使用料の 改正については、円安等を背景としたエネルギー価格及び賃金、物価上昇による管理 運営経費の増加により、上限を定めるための改正をお願いするものです。

別表第1及び別表第2の改正は入園料及びオリエンテーリングコースの参加料を 1人当たり700円とし、無料とする年齢を3歳以下に改めるものであります。

別表3の改正は、駐車場料金使用料を1台1日当たり3,000円とするものであります。

詳細な区分別の料金は、第3条第4項及び第4条の2第3項の規定により、これら 料金を上限として、町の承認を前提に指定管理者が定めます。

附則として、令和7年4月1日から施行するものとします。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお 願い申し上げます。

#### ◎日程第12 議案第52号

議長(今井 清君) 日程第12 議案第52号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願いします。

#### 〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

**総務課長(今井一行君**) 議案第52号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和6年度立科町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,376万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億9,119万6,000円とするものです。

第2条債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によります。

第3条地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

本日提出、立科町長でございます。

2ページからは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の追加でございますが、債務負担行為は翌年度以降の支出を 伴う契約などの行為を行う場合、あらかじめ債務負担の限度額を定めておく制度です。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、自治体の情報システムを令和7年度末までに標準化に適応させる必要があり、立科町の情報システムの標準化のため、令和6年度中に事業着手が必要であることから、期間を令和6年度から令和7年度とし、限度額を6,270万円として定めるものであります。

第3表、地方債補正の変更は、臨時財政対策債で発行可能額確定により限度額を 2,210万円減額して790万円とし、過疎対策事業は児童館エアコン増設入替え工事、橋 梁長寿命化修繕事業及び小学校ランチルーム屋根改修事業で5,890万円を増額して 5億9,440万円、公共事業等は県営かんがい排水事業で130万円を増額し740万円に、 それぞれ限度額を変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

6ページ、7ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

8ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。

10款地方特例交付金は、それぞれ交付決定により867万1,000円の増額。

11款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により7,549万1,000円の増額補正となり、前年度との比較では4.2%の伸びとなっております。

14款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料は、真蒲団地の町営住宅使用料として30万円の増額補正です。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付費の国庫負担金18万3,000円の増額。

9ページで、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、定額減税調整給付金給付事業に係る国庫補助金1,053万7,000円の計上。2目民生費国庫補助金は子ども・子育て支援事業費補助金として、児童手当制度改正に伴う国庫補助金279万2,000円の計上。5目土木費国庫補助金は、道路メンテナンス事業補助金を交付決定により3,431万2,000円減額するものであります。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、子ども・子育て支援法に基づく 施設型給付費の県負担金9万1,000円の計上であります。

2項県補助金1目総務費県補助金は、地域発元気づくり支援金事業補助金は、女神 湖シェアオフィスを拠点とした体験プログラム創出事業の採択を受け、220万円を計 上いたしました。

10ページをお願いいたします。

19款繰入金は、前年度繰入金の確定により、財政調整基金からの繰入れを皆減いた

しました。

20款繰越金は、前年度繰越金の確定により6億693万円を増額し、総額では6億6,693万円となりました。

21款諸収入4項雑入1目雑入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として1,278万2,000円を計上いたしました。ワクチン生産体制等緊急整備基金の管理団体からの助成であるために、雑入で受けるものであります。

22款町債1項1目臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源として借入れするものでありますが、交付可能額の確定により2,210万円の減額。2目総務債はふるさと交流館外壁長寿命化改修事業の財源として、過疎対策事業債を活用し120万円の増額。

11ページ、3目民生債は、児童館のエアコン増設入替え事業の財源として、過疎対 策事業債を活用し820万円を計上。4目農林水産業債は、県営かんがい排水事業負担 金の財源として、公共事業等債を活用し130万円を増額。6目土木債は、橋梁長寿命 化修繕事業の財源として、過疎対策事業債を活用し3,430万円を計上。7目教育債は、 小学校ランチルーム屋根改修事業の財源として、過疎対策事業債を活用し1,520万円 の計上であります。

続いて、12ページからは歳出になります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、児童手当制度改正に係る財源内訳の補正であります。 3 目財産管理費は、別荘等管理経費で貸付地の返還に伴う返還金として 2 万2,307平方メートル分で、661万3,000円の増額。 5 目企画費では、移住・定住推進経費で、令和 5 年度から運用している移住体験住宅が、サッシの老朽化により隙間風が発生していることから、内窓を設置し、断熱性能を向上するための工事請負費として220万円を計上いたしました。12目定額減税調整給付金給付事業費では、電算委託料として、申告相談システムの定額減税対応のため53万7,000円の増額。18節負担金、補助及び交付金では、定額減税調整給付金が不足見込みのため1,000万円を増額補正いたします。

13ページ、7項コミュニティ費1目コミュニティ施設管理運営費では、ふるさと交流館外壁長寿命化改修工事について、当初見込みに対し資材費及び労務費の高騰により、事業費が不足する見込みのため122万1,000円を増額補正するものです。

3 款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費は、令和5年度障害者支援事業費の精算により国庫への返還金の計上であります。

14ページまでにかけまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費、児童福祉関係経費では、児童手当制度改正に対応するための会計年度任用職員等に係る経費の計上。令和5年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業等の精算による返還金56万7,000円の計上であります。2目子育て支援費は、児童館エアコン増設入替え工事に、過疎対策事業債を活用するための財源内訳の補正です。3目保育所費では、町外保育園への途中

入所に伴う広域保育委託料82万円の増額及び令和5年度子どものための教育・保育給付交付金の実績による返還金4万2,000円の計上です。

15ページ、4項人権政策推進費1目人権政策推進総務費では、犯罪被害者等支援事業費として、支援金2名分40万円、日常生活支援助成金として100万円を計上いたしました。

4 款衛生費1項保健衛生費2目予防費では、新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料として1,540人分、2,048万2,000円、緊急風疹抗体検査等事業に係る国庫負担金の実績による返還金20万7,000円を計上いたしました。5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、令和5年度新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金と令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の実績による返還金560万1,000円の計上です。

16ページ、5 款農林水産業費1項農業費3目農業振興費では、川口市市産品フェアへの出張料費4人分、4万8,000円の計上です。

3項土地改良費では、万仁田沢の頭首工の工事が前倒しで施行できる見通しとなり、 追加に伴う長土連への特別負担金1万円の増額と県営かんがい排水事業負担金195万 円の増額計上です。

6款商工費1項商工費3目地域公共交通対策費では、シラカバ線見守り乗車に伴う業務委託分として、地域公共交通活性化協議会への補助金83万4,000円の増額補正です。

17ページ、2項観光費1目観光総務費では、令和5年度の索道事業特別会計決算により繰越金が確定し、令和6年度索道事業特別会計への財源が不足するため、繰出金654万5,000円の増額補正です。

7款土木費2項道路橋梁費5目国庫補助道路整備事業費は、国庫補助金の減額に伴い過疎対策事業者への活用による財源内訳の補正です。

4項住宅費1目住宅管理費では、真蒲団地の空き室3室を入居できるように改修するための修繕費不足分として、200万円を増額補正いたしました。

18ページ、住宅安全対策費は、空き家解体に係る相談件数の増加により、事前調査業務委託料として11万円の増額補正です。

9款教育費2項小学校費では、小学校ランチルームの雨漏りによる屋根改修事業費として設計委託料150万円、工事請負費1,370万円を概算で計上するものです。

4項社会教育費1目社会教育総務費では、備品購入費で、公用車更新費用として 163万5,000円を計上いたしました。

19ページは12款予備費で、歳入歳出の差額 2 億7,323万3,000円を調整いたしました。 20ページ以降は、給与費明細書になりますので、ご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第53号

議長(今井 清君) 日程第13 議案第53号 令和6年度立科町介護保険特別会計補正予算 (第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長(荻原義行君) 議案第53号 令和6年度立科町介護保険特別会計補正予算(第 1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和6年度立科町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,272万円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ10億7,972万円とするものです。

本日提出、立科町長でございます。

- 2ページは、第1表、歳入歳出予算補正。
- 3ページは、事項別明細書の総括です。
- 4ページをご覧ください。

歳入ですが、9款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定によるものです。

- 5ページは歳出になります。
- 3款地域支援事業費は職員の人事異動に伴う増額補正です。
- 5款諸支出金は、過年度分返還金等経費として、令和5年度における介護保険給付費負担金や地域支援事業交付金について、精算分として国や県などへ返還するもので、例年この時期に行われているものです。
  - 6款予備費で調整をいたしました。
  - 6ページ以降は給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ◎日程第14 議案第54号
- 議長(今井 清君) 日程第14 議案第54号 令和6年度立科町索道事業特別会計補正予算 (第1号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 市川 偉君 登壇〉

- **産業振興課長(市川 偉君)** 議案第54号 令和6年度立科町索道事業特別会計補正予算(第 1号)について、提案理由の説明を申し上げます。
  - 1ページをご覧ください。
  - 第1条補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。
  - 本日提出、立科町長。
  - 2ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。
  - 3ページは、第2表、地方債補正です。
  - 国庫補助金の採択により限度額を4,620万円に減額するものでございます。記載の 方法、利率、償還の方法に変更はございません。
    - 4ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。
    - 5ページは歳入になります。
  - 1 款繰入金は、前年度繰越金の確定により、一般会計からの繰入金を654万5,000円 増額するものでございます。
    - 2款繰越金は、前年度繰越金の確定により657万8,000円の減額補正でございます。
    - 4款町債は、国庫補助金の採択により90万円減額するものでございます。
  - 6 款国庫補助金は、しらかば 2 in 1 スキー場の人工降雪機導入に伴う補助事業の採択により、93万3,000円を計上するものでございます。
    - 6ページは歳出になります。
    - 1款1項索道事業費1目リフト事業費は、財源内訳の補正になります。
  - 以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し 上げます。
  - ◎日程第15 議案第55号~日程第16 議案第56号
- 議長(今井 清君) 日程第15 議案第55号 令和5年度立科町水道事業会計剰余金処分及び 決算認定について及び日程第16 議案第56号 令和5年度立科町下水道事業会計剰余 金処分及び決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

#### 〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長(篠原英男君) 議案第55号 令和5年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決 算認定について、提案理由及び趣旨の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度立科町水道事業会計決算に 伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分するとともに、同法第30条第4項の規定 により、令和5年度立科町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて 議会の認定に付するものでございます。

本日提出、立科町長。

それでは、1枚おめくりいただき、令和5年度立科町水道事業会計決算報告書をご覧ください。

それでは、まず最初に、決算報告書10ページ、令和5年度立科町水道事業報告書を ご覧ください。

令和5年度立科町水道事業の総括でございます。令和5年度においても健全経営を 目指し、安全で良質な水道水の安定的な供給を継続していくため、各事業を実施いた しました。

人口の減少などにより、水の需要は減少傾向である一方で、配水池など施設の老朽 化が進んでおり、更新など多大な費用が見込まれることから、水道事業を取り巻く環 境は厳しさを増すことが予想されます。

また、基幹配水池である権現山配水池の施設耐震診断を実施いたしました。

建設改良事業の主な内容ですが、上水道の水質検査に対応するための自動水質測定 装置設置工事、蟹原1号橋水道管布設替工事、古町屋敷1号橋水管橋更新工事及び古 和清水導水管布設替及び水管橋架設工事を実施し、施設の更新等を図りました。

12ページに建設改良費関係の内容について、詳細を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

引き続き10ページ、令和5年度立科町水道事業報告書の令和5年度の財政状況でございますが、収益的収支について、総収入では、税抜き2億8,323万5,000円となり、前年度より199万4,000円減少となりました。また、総費用では、税抜き2億4,713万4,000円となり、前年度より1,035万6,000円増加しました。この結果、3,610万1,000円の純利益を計上することになりました。

資本的収支については、総収入ゼロ円、建設改良等に税込1億4,280万8,000円を支出し、不足額1億4,280万8,000円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。

それでは、続いて2ページ、令和5年度立科町水道事業決算報告書(税込み)をご覧ください。

一部非課税、不課税がございます。収益的収入及び支出の収入ですが、第1款水道 事業収益につきましては、決算額が3億649万2,171円となります。内訳は、第1項営 業収益が2億5,627万2,692円、第2項営業外収益が5,021万9,479円、第3項特別利益 はゼロ円でございます。

次に、支出ですが、第2款水道事業費用の決算額が2億6,170万885円でございます。 内訳は、第1項営業費用が2億4,848万506円、第2項営業外費用が1,288万6,489円、 第3項特別損失が33万3,890円、第4項予備費はゼロ円でございます。翌年度繰越額 3,871万円は、旧中尾簡易水道水道施設撤去工事と夢の平配水池、万仁田沢川ポンプ 場及び竜ヶ峰配水池、落雷復旧工事分になります。 3ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入ですが、第3款資本的収入の決算額はゼロ円でございます。

続いて支出ですが、第4款資本的支出の決算額は1億4,280万8,363円で、内訳は第1項建設改良費が9,059万1,400円、第2項企業債償還金が5,221万6,963円でございます。翌年度繰越額1,354万円は、古町屋敷1号橋水管橋更新工事分になります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,280万8,363円は、過年度分損 益勘定留保資金で補填いたしました。なお、棚卸資産の購入限度額は2,300万円で、 決算額は2,019万1,060円となり、うち仮払消費税は183万5,550円でございます。

また、消費税納付額の計算ですが、仮受消費税2,325万7,625円から仮払消費税1,280万189円と貯蔵品に係る仮払消費税183万5,550円を差し引きますと、862万1,886円となり、消費税申告額862万5,900円との差額4,014円は雑支出といたしました。

次に、4ページ、令和5年度立科町水道事業損益計算書(税抜き)をご覧ください。 営業収益は2億3,327万8,938円で、営業費用は2億4,256万5,667円です。営業損失 は928万6,729円となります。

次に、営業外収益ですが、4,995万5,608円で、営業外費用が426万4,603円となり、 計上利益は3,640万4,276円となります。特別損失の過年度損益修正損が30万3,540円、 当年度純利益は3,610万736円となり、令和5年度未処分利益剰余金は、同額の3,610 万736円となります。

次に6ページ、令和5年度立科町水道事業剰余金計算書(税抜き)をご覧ください。 令和5年度に行った未処分利益剰余金の積立状況と当年度純利益3,610万736円を、 新たに未処分利益剰余金として計上してございます。

次に7ページ、令和5年度立科町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の当年度末残高3,610万736円のうち3,600万円を建設改良積立金に、10万736円を利益積立金にそれぞれ積立てることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

8ページ、9ページは、令和5年度立科町水道事業貸借対照表(税抜き)でございます。

11ページは、事業報告書の経営指標に関する事項、議会議決事項と職員に関する事項でございますので、それぞれご確認ください。

13ページは、業務量でございます。

業務量の表をご覧ください。令和5年度給水区域内人口は6,837人、有収水量は年間103万8,114立方メートル、有収率は64.19%でございます。

14ページは、事業収入に関する事項(税抜き)と事業費用に関する事項(税抜き)でございますので、それぞれご確認をください。

15ページは、企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債は令和5年度5,221万6,963円を償還し、残高は1億1,171万6,678円となって おります。一時借入金はございません。

16ページからは、令和5年度立科町水道事業収益費用明細書(税抜き)でございます。

収入、1款水道事業収益1項営業収益の3目他会計負担金410万2,864円は、消火栓の維持管理負担金、下水道会計からの料金システムに関する負担金などでございます。 次に、2項営業外収益2目他会計補助金159万円は、一般会計からの補助金でございます。 います。4目長期前受金戻入4,357万7,758円は、当年度減価償却見合い分でございます。 6目雑収益274万3,086円は、主に新規加入分担金24件分でございます。

17ページをご覧ください。

支出、2款水道事業費用1項営業費用の1目原水及び浄水費の15節委託料257万7,720円は、水道水質検査委託料でございます。26節負担金737万8,452円は、代替水に係る土地改良区への負担金でございます。

2目配水及び給水費の15節委託料1,545万2,253円は、主にGIS保守管理委託料、 南平配水池の第1、第2ポンプ室及び白樺配水池の不断水潜水士清掃点検業務委託料 及び権現山配水池施設耐震診断業務委託料でございます。18節修繕費2,324万5,141円 は、主に量水器の定期交換や自動検針用送信機の交換費用、減圧弁修繕工事、主要地 方道諏訪白樺湖小諸線舗装復旧工事等、配水池及び配水管などの修繕費でございます。 18ページをご覧ください。

3目受諾工事費の25節工事請負費93万円は、消火栓更新工事でございます。4目総係費の18節委託料243万9,006円は、主に検針委託料、消費税申告委託料及び公営企業会計システム保守委託料などでございます。

19ページをご覧ください。

6目資産減耗費の1節固定資産除却費192万2,514円は、配水管等布設替えのほか、 量水器の交換によるものでございます。

20ページをご覧ください。

令和5年度立科町水道事業資本的収支明細書(税抜き)でございます。収入はございません。

支出、4款資本的支出の1項建設改良費2目配水施設改良費は、自動水質測定装置設置工事、古和清水導水管布設替え及び水管橋架設工事と同管理委託料上原1号橋水道管布設替え工事と同設計積算及び管理委託料、3目営業設備費は、定期交換用等量水器及び検診システムの送信機の購入費となっております。

21ページは、今和5年度立科町水道事業固定資産明細書(税抜き)。

22ページは、令和5年度立下町水道事業企業債明細書。

23ページは、令和5年度立下町水道事業キャッシュ・フロー計算書(税抜き)でございます。それぞれご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決及び認めいただきますようよろし くお願い申し上げます。

議案第56号 令和5年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、 提案理由及び趣旨の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度立科町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分するとともに、同法第30条第4項の規定により、令和5年度立科町下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

本日提出、立科町長。

それでは、1枚おめくりいただき、令和5年度立科町下水道事業会計決算報告書を ご覧ください。

まず、最初に、決算報告書の10ページ、令和5年度立科町下水道事業報告書をご覧ください。

令和5年度立科町下水道事業の総括でございます。令和5年度においても健全経営を目指し、公衆衛生の向上と水質の保全を継続していくため、各事業を実施いたしました。

人口減少による有収水量の減少が将来に懸念される中で、施設の老朽化が進んでおり、更新などに多大な費用が必要になることが見込まれ、今後、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

今後もストックマネジメント計画等を基に適正な更新を行っていきます。

建設改良事業の主な内容ですが、立科町立科浄化管理センター耐震工事に関する協 定。

立科町立科浄化管理センターの建設工事委託に関する協定、立科町特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場実施設計業務委託を実施し、施設や設備の改善並びに長寿命化を図りました。

12ページに建設改良関連の内容について、詳細を記載してございますので、ご確認ください。

引き続き、10ページの令和5年度立科町下水道事業報告書の令和5年度の財政状況でございますが、収益的収支について、総収益では税抜き4億152万9,000円となりました。また総費用では、税抜き3億9,863万3,000円となりました。この結果、289万6,000円の純利益を計上することになりました。

資本的収支については、総収入は税込2億1,391万3,000円、建設改良等に税込み2億1,490万5,000円を支出し、不足額99万2,000円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。

それでは、続いて2ページ、令和5年度立科町下水道事業決算報告書(税込み)を ご覧ください。 一部非課税、不課税がございます。収益的収入及び支出の収入ですが、第1款下水 道事業収益につきましては、決算額が4億1,662万1,568円となります。内訳は第1項 営業収益が1億6,644万4,705円、第2項営業外収益が2億5,017万6,863円、第3項特 別利益はゼロ円でございます。

次に、支出ですが、第2款下水道事業費用の決算額が4億1,300万1,894円でございます。内訳は第1項営業費用が3億8,313万3,867円、第2項営業外費用が2,960万4,887円、第3項特別損失が26万3,140円、第4項予備費はゼロ円でございます。

3ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入ですが、第3款資本的収入の決算額は2億1,391万3,000円。内訳の第1項企業債が350万円、第5項補助金が2億321万3,000円、第6項負担金等は720万円でございます。

続いて支出ですが、第4項資本的支出の決算額は2億1,490万4,980円で、内訳は、 第1項建設改良費が806万8,484円、第2項企業債償還金は2億683万6,496円でござい ます。

翌年度繰越額2億296万4,000円は、立科町浄化管理センター耐震工事に関する協定 及び立科町浄化管理センターの建設工事委託に関する協定分になります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額99万1,980円は、過年度分損益勘 定留保資金で補填いたしました。

また、消費税の納付額の計算ですが、仮受消費税1,509万2,386円から仮払消費税1,378万74円を差し引きますと、131万2,312円となり、消費税申告額1,257万5,700円との差額1,126万3,388円は、雑支出といたしました。

次に4ページ、令和5年度立科町下水道事業損益計算書(税抜き)をご覧ください。 営業収益は1億5,135万2,319円で、営業費用は3億7,007万8,929円です。

営業損失は2億1,827万6,610円となります。

次に、営業外収益ですが、2億5,017万6,863円で、営業外費用が2,829万2,575円となり、計上利益は315万7,678円となります。

特別損失の過年度損益修正損が26万1,965円、当年度の純利益は289万5,713円となり、令和5年度未処分利益剰余金は同額の289万5,713円となります。

次に6ページ、令和5年度立科町下水道事業剰余金計算書(税抜き)をご覧ください。令和5年度に行った未処分利益剰余金の積立状況と当年度純利益289万5,713円を、新たに未処分利益剰余金として計上しております。

次に7ページ、令和5年度立科町下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

地方公営企業第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の当年度末残高289万5,713円のうち120万円を利益積立金に積立て、169万5,713円を資本金へ組み入れることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

8ページ、9ページは、令和5年度立科町下水道事業貸借対照表(税抜き)でござ

います。

11ページは、事業報告書の経営指標に関する事項。下水道事業関係議会議決事項と 職員に関する事項でございますので、それぞれご確認ください。

12ページの下段は業務量でございます。

業務量の表をご覧ください。令和5年度配水戸数は2,668個、有収水量は年間85万4,554立方メートルでございます。

13ページは事業収入に関する事項(税抜き)と事業費用に関する事項(税抜き)でございますので、それぞれご確認ください。

14ページは、企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債は令和5年度350万円を借り入れ、2億683万6,496円を償還し、残高は6億9,987万1,136円となっております。一時借入金はございません。

15ページからは、令和5年度立科町下水道事業収益費用明細書(税抜き)でございます。

収益、第1款下水道事業収益1項営業収益は、使用料が主なものでございます。

次に、2項営業外収益2目負担金等992万7,149円は、川西保健衛生施設組合からの 茂田井特定環境保全公共下水道事業維持管理費負担金でございます。3目他会計補助 金2,421万2,737円は、一般会計からの補助金でございます。6目長期前受金戻入益 2億1,579万4,272円は、当年度の減価償却見合い分でございます。9目雑収益24万 2,705円は、白樺湖下水道組合維持修繕費負担金返還金でございます。

16ページをご覧ください。

支出、第2款下水道事業費用1項営業費用の1目管渠費の14節委託料868万7,456円は、マンホールポンプ等の維持管理業務委託料でございます。17節修繕費375万6,359円はマンホールポンプ場汚水ポンプ交換工事等の修繕でございます。

3 目処理場費の14節委託料2,527万7,420円は、各処理施設の維持管理業務等委託料でございます。15節手数料2,431万1,224円は、主に水質検査、汚泥引き抜き及び汚泥搬入手数料でございます。26節工事請負費887万円、立科浄化管理センターNo.1の2、返送汚泥ポンプ整備工事、茂田井浄化センター曝気装置用減速機点検整備工事、農業集落排水処理施設及び藤沢処理施設機械設備整備工事でございます。

4目流域下水道費の1節流域下水道維持管理負担金1,970万821円は、諏訪湖流域下 水道維持管理負担金でございます。

17ページをご覧ください。

6目総係費の18節委託料599万円は、主に立科町特定環境保全公共下水道事業計画変更業務委託料、立科町水道事業及び下水道事業審議会運営支援業務委託料でございます。30節負担金1,246万6,005円は、主に白樺湖下水道組合維持修繕費負担金、料金徴収業務負担金でございます。

18ページをご覧ください。

令和5年度立科町下水道事業資本的収支明細書(税抜き)でございます。

収入、3款資本的収入の1項企業債1目建設改良企業債350万円は、立科町特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場実施設計業務委託に係る企業債の借入れでございます。5項補助金1目国庫補助金357万5,000円は、立科町特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場実施設計業務委託の補助金でございます。6項負担金等2目分担金720万円は、新規加入者分担金12件分でございます。

支出、4款資本的支出の1項建設改良費1目管路建設改良費は、立科町特定環境保 全公共下水道マンホールポンプ場実施設計業務委託、4目流域下水道建設負担金は諏 訪湖流域下水道事業建設費地元負担金でございます。

19ページは、令和5年度立科町下水道事業固定資産明細書(税抜き)。

20ページ、21ページは、令和5年度立科町下水道事業企業債明細書。

22ページは、令和5年度立科町下水道事業キャッシュ・フロー計算書(税抜き)でございます。それぞれご確認ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決及びお認めいただきますようよ ろしくお願い申し上げます。

議長(今井 清君) ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時30分からです。 休憩に入ります。

(午後0時04分 休憩)

(午後1時30分 再開)

- 議長(今井 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - ◎日程第17 認定第1号~日程第22 認定第6号
- 議長(今井 清君) 日程第17 認定第1号 令和5年度立科町一般会計歳入歳出決算認定に ついてから、日程第22 認定第6号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。櫻井会計管理者、登壇の上、願います。

### 〈会計管理者 櫻井 千佳君 登壇〉

会計管理者(櫻井千佳君) 認定第1号から認定第6号までについて一括して説明を申し上げます。

認定第1号 令和5年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を 申し上げます。

決算書の3ページ、4ページの下段、一般会計歳入歳出決算一覧の歳入合計欄をご覧ください。

収入済額62億807万714円、予算現額に対しての執行率は96.0%、調定額に対する収納率は93.6%です。不納欠損額は157万2,987円であり、1款の町税によるものです。収入未済額は4億2,283万930円で、主なものは、1款の町税によるもの、15款国庫支出金、16款県支出金、19款繰入金及び22款町債は、繰越し事業によるもの、17款の財産収入に含まれる土地建物貸付収入によるもの、21款の諸収入に含まれる住宅新築資金等貸付金元利収入及び特定空家等行政代執行弁償金などあります。

なお、収入未済額のうち、翌年度となる令和6年度への繰越し事業によるものは、 収入未済額全体の70.4%を占めております。

次に、7ページ、8ページの一般会計歳入歳出決算一覧の歳出合計欄をご覧ください。

支出済額54億7,597万6,757円、予算現額に対しての執行率は84.6%です。翌年度となる令和6年度への繰越額3億6,265万8,300円、不用額6億3,037万943円となっております。令和6年度への繰越額につきましては、2款総務費のホテルグランビュー蓼科解体撤去工事ほか3事業について、3款民生費の子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査事業、4款衛生費の塵芥収集車更新事業、5款農林水産業費の都市農村交流施設整備改修事業ほか3事業について、7款土木費の橋梁長寿命化修繕事業ほか1事業について、計12事業が令和6年度への繰越分となります。

続いて、9ページをご覧ください。

一般会計の歳入合計62億807万714円、歳出合計54億7,597万6,757円、歳入歳出差引 残額 7 億3,209万3,957円でありました。

歳入では、前年度比3.7%の減、歳出につきましても、前年度比6.0%の減となって おります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書について、主な事項を申し上げます。 10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

1 款町税の歳入における構成割合は14%となっており、町税全体の徴収率は、現年度分が99.0%、滞納繰越分が9.4%、合計で93.3%となり、前年度比4.2%の増となりました

不納欠損処分につきましては、町民税が12件、固定資産税が20件、軽自動車税が 5件となっています。

14ページ、15ページをご覧ください。

11款地方交付税の歳入の構成割合は35%であり、前年度比1%の増となり、収入済額は前年度より2,694万8,000円の増となりました。

16ページ、17ページをご覧ください。

14款使用料及び手数料では、次の18ページの1項5目土木使用料1節公営住宅使用料と2節滞納繰越分は町営住宅の使用料で、徴収率は現年度分が93.2%、滞納繰越分が16.3%、合計で81.6%でした。徴収率の前年度比は合計で2.9%の減となっていま

す。

15款国庫支出金の歳入における構成割合は7%で、前年度比11%の減、収入済額で7億1,160万円余の減額となっております。

次の20ページ、21ページの2項国庫補助金において、備考欄のデジタル田園都市国家構想推進交付金や、経済対策への対応として創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、23ページまでの事業補助があり、20ページ、21ページの1目総務費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、22ページ、23ページの5目土木費国庫補助金のうち、道路橋梁費補助金の収入未済額は、令和6年度への事業繰越しによるものです。

24ページ、25ページをご覧ください。

16款県支出金の歳入における構成割合は5%で、収入済額は前年度より2億900万円余の減額となっております。2項県補助金において、26ページ、27ページの4目農林水産業費県補助金のうち、農業費補助金及び土地改良費補助金の収入未済額は、令和6年度への事業繰越しによるものです。

続いて、28ページ、29ページをご覧ください。

17款財産収入の1項1目財産貸付収入の主なものは、別荘等貸付普通賃貸料で、徴収率は現年度分が96.4%、滞納繰越分が0.9%で、全体の徴収率は69.4%でした。徴収率の前年度比は全体で9.1%の増となっております。

30ページ、31ページの2項財産売払収入は、三葉保育園跡地に整備した西塩沢三葉住宅団地の分譲による収入が主なもので、その他に町有地の森林整備に関わる立木等売払収入や砕石の売払収入があります。なお、1目不動産売払収入のうち、その他不動産売払収入の収入未済額は、令和6年度への事業繰越しによるものです。令和5年度より分譲を開始しました西塩沢三葉住宅団地につきましては、8区画中5区画が契約となりました。

18款寄附金は備考欄をご覧ください。

1項1目総務費寄附金の一般寄附金は、町内企業1社からご寄附を頂き、ふるさと 寄附金では2,313件のご寄附を頂きました。このふるさと寄附金については、令和 5年度事業で新規寄附者の掘り起こしを行い、前年度の約2倍となる寄附額となり、 また、令和元年度の制度改正以降の最高寄附額となりました。環境衛生及び除雪寄附 金は、白樺高原地区に施設を有する学校法人等からの協力金です。3目教育費寄附金 については、教育振興の目的としてご寄附頂きました。頂きました寄附金につきまし ては、寄附者の意向に沿った活動及び事業に有効に活用させていただきます。

19款繰入金の歳入における構成割合は5%で、主に借り入れた地方債への繰上償還として減債基金から7,000万円、財政調整基金1,000万円を、令和4年度から継続して 実施の女神湖エリアの廃屋の解体、撤去を行うため、白樺高原環境整備基金2億 2,000万円、それぞれ基金を取り崩し繰入れしました。 なお、7目ふるさと活性化基金繰入金、14目白樺高原環境整備基金繰入金の収入未 済額は、令和6年度への事業繰越しによるものです。

20款繰越金の歳入における構成割合は10%で、前年度より6,080万円余の増となっております。

34ページ、35ページをお願いします。

中段、21款諸収入の3項1目2節住宅新築資金等貸付金元利収入は、令和3年度に おいて、住宅改修資金特別会計が廃止され、令和4年度より一般会計にて徴収を行っ ているものです。

また、次の36ページ、37ページ、下段、4項2目弁償金の収入未済額は、令和5年度に行った特定空家等行政代執行による所有者弁償分です。

続いて、22款町債の歳入における構成割合は9%で、前年度より1億9,670万円の増となっておりますが、主なものは、臨時財政対策債のほか、2目総務債は過疎対策事業債により、令和4年度に整備しました、たてしなびのタブレット端末の通信費用、保守管理業務や地域情報通信整備更新事業を実施し、次の38ページ、39ページの5目商工債は、返地対策事業債により、蓼科園地及び白樺湖親水公園の遊歩道の整備や、女神湖公衆トイレの改修等、観光施設の整備を実施しました。

6目土木債は、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債により、町道箱畳線をはじめ、町道の舗装や道路のり面工事等、道路環境の整備を実施しました。

7目消防債は、緊急防災減災事業債により、災害時の防災拠点機能と併せて、業務 継続機能を確保するために、非常用発電設備を整備しました。

8目教育債は、小学校、中学校、権現山運動公園一帯の体育センター及びグラウンド等の教育体育施設等の照明器具LED化工事を実施しました。これら多くの事業実施のため借入れを行ったものです。

なお、4目農林水産業債、6目土木債、13目衛生債の収入未済額は、令和6年度への事業繰越しによるものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

なお、別冊の立科町一般会計主要施策の実績報告書には、歳入と歳出の目的別構成 割合と、歳出については主な事業ごとに実績を掲載いたしております。

40ページ、41ページをご覧ください。

歳出の節の金額は、備考欄の二重丸の印で表す各事業経費の節の金額を合計したものとなっておりますので、ご承知おきください。

1款議会費、支出済額6,455万779円、報酬等人件費が主であります。

次の42ページ、43ページ、2款総務費、支出済額14億2,341万347円です。翌年度となる令和6年度への繰越額については、1項総務管理費で、立科樽ヶ沢温泉長期揚湯試験委託事業及びホテルグランビュー蓼科解体撤去事業に関するものであり、また、3項戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度システム整備費等補助事業の戸

籍附票システム及び戸籍情報システムに関するものであります。

49ページをご覧ください。

3目財産管理費の備考欄、二重丸、別荘等貸付地管理経費のうち、14工事請負費の 2億2,484万円は、令和4年度からの継続事業として、女神湖エリアの廃屋を解体し た工事費です。このうちホテルグランビュー蓼科解体撤去工事については、工事期間 が2年にわたるため、令和6年度に繰越しとなりました。

51ページをご覧ください。

14工事請負費3,630万円は、役場庁舎空調設備改修工事費で、設置から年数が経過し、不具合が生じていたエアコンについて、修理に必要な部品の手配が困難となったこと、また、冷房能力と効率が落ちていることから、庁舎エアコン工事を行い、職場環境の向上と併せ、節電と省エネにつなげるための整備を行いました。なお、その上の12委託料のうち213万4,000円が、この空調設備改修工事に関わる設計管理業務分となります。

52ページ、53ページをご覧ください。

5目企画費の二重丸、企画一般経費、12委託料393万9,650円は、第6次立科町振興計画策定に関わる経費です。令和5年度は前年度に実施した町民意識調査の結果を踏まえた分析、後期基本計画の評価、検証を行い、各部会による策定を進めました。

二重丸、広報経費の次の55ページ上段、12委託料365万5,300円は、町のホームページの利便性向上のため、AIチャットボットサービス導入とホームページ等の保守に対する経費が主なものです。

中段にあります、二重丸、地域大学連携推進事業経費の12委託料は、学生による地域課題解決事業であるタテシナソンを開催し、アイデアの事業化及び関係人口創出に向けたワークショップの開催を行いました。

二重丸、移住定住推進経費の次の57ページ上段、14工事請負費1,855万1,500円は、空き家活用モデル事業として、空き家DIYワークショップに併せて、教員住宅2棟を改修した工事費です。

次の59ページ上段の二重丸、テレワーク推進事業経費のうち、12委託料は、広域で取り組む地域再生計画、地方における時短就労者を対象とした自営型テレワーク推進事業計画が国の認可を受け、また、企業進出型テレワークとして、ワーケンション等誘致事業を推進しました。業務受注に向けた営業活動の実施や自治体間連携を行っている塩尻市振興公社との共同受注の推進を図るための委託料のほか、住民ワーカー向け研修委託が主なものです。また、14工事請負費は、テレワークセンター空調改修工事を行ったものです。

中段の自治体マイナーポイント事業経費は、当町のマイナンバーカード取得率向上 に向けた事業経費です。

60ページ、61ページの8目情報化推進費、二重丸、地域情報経費の11役務費は、た

てしなびのタブレット端末の通信回線費用が主なもので、12委託料は、このたてしなびの保守運用業務委託料と行政窓口キャッシュレス化推進事業として、本年2月から住民係及び会計室窓口にキャッシュレス端末を整備したシステム保守委託料が主なものです。

14工事請負費は、平成21年度に整備した地域情報通信機器の経年劣化により、通信機器の更新工事が主なものです。

次の62ページ、63ページの9目ふるさと寄附金事業費は、当町の充当財源としての 寄附を募るための事業経費です。07報奨費は、寄附者への返礼品代であり、12委託料 はポータルサイト内の画像改修と広告業務の委託を行い、新規寄附者の掘り起こしを 図りました。

先ほどの歳入の説明の中でご報告しましたが、令和5年度は、寄附額は前年度の約2倍となり、また、令和元年度の制度改正以降の最高寄附額となりました。

68ページ中段から71ページは、選挙費になります。3目町長・町議会議員選挙費は、 令和5年4月23日投開票、4目県議会議員選挙費は、4月9日投開票、5目芦田財産 区議会議員選挙費は無投票でありましたが、5月23日任期満了に伴う各選挙執行での 経費です。

72ページ、73ページ、下段、7項コミュニティ費の備考欄、二重丸、権現の湯事業経費について、次の75ページ、14工事請負費は、権現の湯の水中モーターポンプ入れ替え及び館内のWi一Fi環境構築工事を行ったものです。令和5年度は、平成10年4月のオープンから25周年を迎え、11月には通算来館者が500万人を達成し、記念イベントを開催しました。

76ページ、77ページをご覧ください。

3 款民生費、支出済額11億522万9,266円です。翌年度となる令和6年度への繰越額については、2項児童福祉費で子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託事業に関するものであります。

2枚おめくりいただき、80ページ、81ページ、1項社会福祉費の2目障がい者福祉費及び3目福祉医療費は、各種支援事業等の執行経費であり、5目臨時特別支援事業費は、電力・ガス・食料品等の価格高騰の負担増を受け、特に家計への影響が大きいとされる低所得世帯に対し支給した各種給付金の経費となります。

別冊の主要施策の実績報告書に、支援事業の事業名や対象世帯数など記載しておりますのでご覧ください。

84ページ、85ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費の備考欄、二重丸、児童福祉関係経費の18負担金・補助金及び交付金は、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金で、子ども1人当たり5万円を68人39世帯に給付しました。また、備考欄、下段、二重丸、長野県子育て世帯生活支援特別給付事業経費、次の87ページ、上段、二重丸、低所得子育て世帯給付事業経費についても、低所得の子育て世帯への給

付事業経費となります。

89ページをご覧ください。

備考欄、下段、二重丸、子育て支援事業経費の19扶助費001出産祝金は、子どもを 生み育てやすい環境をつくり、町の人口増加と定住促進を目的として、令和4年度から継続して事業を実施しました。令和5年度は新たに町民となった17人の出生児の保 護者に対し、祝金を給付したものです。

その下の002出産子育で応援給付金は、出産応援給付金として妊娠1回につき5万円の給付を22名に、子育で応援給付金として、出生児童1人につき5万円を22名に給付しました。

90ページから95ページは、保育園の運営費です。保護者の負担軽減と子育て支援の一環として、使用済みおむつの持ち帰りを廃止し、副食費の無償化について、令和4年度から継続して実施しています。

令和6年3月末の園児数は157名で、前年比19名の減でした。通常保育のほかに、働く保護者の多様なニーズに対応した支援として、早朝延長保育、一時保育、土曜日曜保育を実施しています。園児数は前年度より減少したものの、土曜日曜保育、一時保育については、利用人数・日数ともに前年度の2倍以上に増加しています。

94ページ、95ページ、3項高齢者福祉費1目高齢者福祉総務費の備考欄、二重丸、 高齢者福祉一般経費の12委託料は、第9期立科町高齢者福祉計画介護保険事業計画策 定業務の委託料であり、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画を策定しまし た。19扶助費は、全額が養護老人ホームさくら荘の措置費となります。

96ページ、97ページ、2目高齢者福祉事業費の備考欄、二重丸、高齢者共同住宅事業経費では、次の99ページ、12委託料は、共同住宅あんしんを社会福祉法人ハートフルケアたてしなに運営委託している施設管理委託料が主なものです。

102ページ、103ページの中段をご覧ください。

4 款衛生費、支出済額 3 億1,801万7,240円です。翌年度となる令和 6 年度への繰越額については、2 項清掃費で、塵芥収集車更新事業に関するものであります。1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費の備考欄、二重丸、地域医療対策事業経費の18負担金・補助金及び交付金のうち、013川西保健衛生施設組合負担金は、川西赤十字病院の病院運営費負担金であり、継続した支援を実施しております。

104ページから107ページの上段の2目予防費と3目母子保健費は、各種健診事業、予防接種事業並びに母子保健事業に要した費用です。事業内容、受診者数等は、主要施策の実績報告書に記載がありますのでご覧ください。

4目環境衛生費について、107ページの中段の備考欄、二重丸、動物愛護管理推進 事業経費の18負担金補助及び交付金は、令和5年度より新規事業として実施した猫繁 殖制限手術費補助金170件についての支出です。

下段の備考欄、二重丸、地球温暖化防止経費の18負担金補助及び交付金は、住宅断

熱性能向上リフォーム事業補助金19件、太陽光発電システム及び定置型蓄電システム 設備に関わる補助金13件についての支出です。

108ページ、109ページの5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、令和5年度までの特例臨時接種として、佐久市との合同による体制を継続しつつ事業を実施しました。

110ページから113ページの2項清掃費については、川西保健衛生施設組合負担金と 佐久市・北佐久郡環境施設組合負担金が主な支出ですが、113ページの上段、備考欄、 17備品購入費は、主に別荘地用ごみ集積場の老朽化したダストボックスの更新による ものであり、景観と環境の保全に努めました。なお、塵芥収集車の更新を行いますが、 更新に当たり、納車までの期間に時間を要することから、令和6年度への繰越しとな りました。

112ページ、113ページの下段になります。

5 款農林水産業費、支出済額3億3,001万7,006円です。翌年度となる令和6年度への繰越額については、1項農業費で、担い手確保経営強化支援事業及び都市農村交流施設整備改修事業に関するものであり、また、2項林業費では森林整備事業に関するものであります。

117ページをご覧ください。

3目農業振興費について、備考欄、二重丸、農業振興経費の18負担金補助及び交付金のうち、021補助金は、立科町農業振興公社への補助金のほか、令和5年4月の果樹凍霜害により被害を受けた106農業経営体に対する果樹凍霜害支援事業補助金や、穀物価格の上昇等による飼料価格の高止まりに苦しむ畜産農家等に対する飼料価格高騰支援事業補助金、新品目・新技術実証試験補助金など、各種の補助支援を行いました。

二重丸、農畜産物立科ブランド確立事業経費の18の021補助金は、ワイン用ブドウ支援事業と信州立科牛戦略的生産対策事業への補助金となっています。

次の119ページの下段、5目都市農村交流費の二重丸、道の駅管理経費では、次の121ページ、12委託料のうち、020設計管理測量委託料は、道の駅管理事業として、開設から22年が経過し、老朽化する設備の改修と併せ、施設の利便性の向上を行う上での基本構想の策定委託料であり、14工事請負費は、都市農村交流施設改修工事費であり、農ん喜村改修工事における基本構想及び実施設計を基に改修工事を実施するため、前払金の支払分となります。なお、改修工程の変更等により、令和5年度内での事業完了が困難となり、令和6年度に繰越しとなりました。

120ページ、121ページ、中段をご覧ください。

6目中山間地域振興費は、中山間地域の農地荒廃化防止を目的としたもので、協定 集落は23集落となっています。

8目多目的機能支払費は、農村資源を地域住民が一体となって保全管理を行い、資

源の長寿命化を図ることを目的に事業を行っているものであり、共同活動9組織、長寿命化7組織が取り組んでいます。

次の122ページ、123ページの中段、2目林業振興費は、松くい虫防除対策の伐倒薫 蒸処理や松並木の地上薬剤散布などが主な事業となっています。

3目森林造成事業費は、信州の森林づくり事業により、令和4年度からの繰越し事業分を含め、町有林の整備を行いました。なお、森林造成事業費での令和6年度への繰越しについては、町有林カラマツ間伐材を一部活用する町営住宅建設事業が2年度にわたることに伴うものであります。

3項土地改良費では、防災重点農業用ため池緊急整備事業の細谷大池地震体制評価業務や、五輪久保牛鹿地区の灌水施設の老朽化に伴い、ポンプ等の更新を行い、施設の長寿命化を図る農業水路等長寿命化防災減災事業等を行っています。

なお、3項土地改良費での令和6年度への繰越しについては、令和6年度に配当を 予定していた防災重点農業用ため池の耐震評価業務の補助金が令和5年度に配当され たことに伴い、事業年度内完了が困難となり、令和6年度へ繰越しするものです。

126ページ、127ページをご覧ください。

6款商工費、支出済額4億3,868万2,906円です。

127ページの下段、二重丸、商工振興経費の18の021補助金は、商工会への例年の補助金のほか、新型コロナウイルス感染症対応経済対策事業として、原油価格物価高騰による影響を受ける町民の経済的支援と、町内商業者の支援対策を実施し、1世帯当たり1万円分のあったか燃料券配付事業の補助が主なものであります。

130ページ、131ページをご覧ください。

3目観光施設費では、二重丸、観光施設管理経費の14工事請負費は、東部湯の丸佐 久インター案内看板の撤去や、レイクオフィス女神湖の防犯カメラ設置、防音工事等 を実施し、17備品購入費は、レイクオフィス女神湖に設置する家具等を購入し、利用 環境の整備を行いました。

133ページの二重丸、辺地対策観光施設整備事業経費では、女神湖公衆トイレの改修、女神湖ローポールライトのLED化、蓼科園地等の遊歩道の整備を実施し、令和4年度より繰越し事業となっていた御泉水自然園の堤防休憩所と遊歩道の改修工事を行い、観光施設の維持管理に努めました。

132ページ、133ページ、下段をご覧ください。

7款土木費、支出済額6億2,980万5,748円です。翌年度となる令和6年度への繰越額については、2項道路橋梁費で、橋梁長寿命化修繕事業に関するものであり、4項住宅費では、町営住宅建設事業に関するものであります。

134ページ、135ページをご覧ください。

2項1目道路維持費では、二重丸、道路維持管理経費の次の137ページ、上段、061 修繕料で、地元からの要望を中心に、103か所の小規模修繕工事を行い、14工事請負 費では、町道箱畳線ほか21路線の舗装修繕工事及び側溝整備工事等を実施しました。

2目道路新設改良舗装費は、町道梨の木線の拡幅工事を実施し、見通しの悪い危険 箇所の解消と地元要望に応えることができました。

3目交通安全施設整備費では、町道古町線にグリーンベルトの設置や権現山運動公園付近の町道のラインの引き直しを実施し、通学路の安全確保を図った工事が主なものです。

次の138ページ、139ページ、5目国庫補助道路整備事業費は、橋梁長寿命化修繕工事の測量設計業務委託料と工事請負費であり、6橋の橋梁について詳細設計を行い、4橋の橋梁について修繕工事を実施したものです。橋梁長寿命化修繕工事の一部は、部材が特注品であり、納入に時間を要するため、令和5年度内の完了が困難となり、令和6年度へ繰越しとなりました。

4項住宅費の2目住宅安全対策費の141ページ、備考欄、上段、二重丸、空家対策 事業経費は、1件の危険空家について特定空家に認定し、所有者に対し、建物の解体 を命令しましたが、適切な対応が取られないため、行政代執行により解体工事を実施 した経費であり、4目町営住宅建設事業費は、用地取得に要する一部支払いが主な支 出経費であり、建設に向け資材となる町有林材の製材、乾燥及び保管業務や設計管理、 用地買収費で、令和5年度内での完了が困難なため、令和6年度へ繰越しとなりまし た。

140ページ、141ページ、下段をご覧ください。

8 款消防費、支出済額 2 億1,220万3,009円です。 1 項消防費 1 目非常備消防費の消防団員報酬は、団員292人の報酬です。消防団員出動報酬については見直しを行い、団員の処遇改善に努めました。

次の142ページ、143ページの下段、3目消防施設費の18の011消火栓設置負担金は、 西塩沢の2基の消火栓更新工事の負担金です。

4目防災費では、災害時の防災拠点機能と併せて、庁舎の業務継続機能を確保する ため、非常用発電設備を役場敷地内に整備しました。また、気象観測装置の設置やハ ザードマップの更新、防災行政無線のバッテリー交換等、非常時への備えとしての整 備を行い、防災減災への充実を図りました。

144ページ、145ページの下段、9款教育費、支出済額5億1,346万4,357円です。 149ページの備考欄中段をご覧ください。

二重丸、教育振興経費の10需用費では、小中学校入学支援事業として、令和6年度に立科小中学校へ入学する児童生徒70名に、通学用カバンを現物支給した経費も含まれております。その下の18負担金補助及び交付金は、地域高校育成補助金のほか、小中学生の検定料助成金として、英語検定と漢字検定、数学・算数検定の助成金や小中学校への補助金、ポプラアカデミーの運営費となる教育文化振興協議会への交付金などが主なものです。

150ページから163ページまでの2項小学校費、3項中学校費では、155ページの二重丸、小学校施設経費で、校内及び外灯の照明器具LED改修工事や石油暖房機、また、学校給食の調理に必要なガス立体炊飯器の更新を行いました。

157ページの上段、005給食材料費は、令和4年11月から児童の学校給食費を無償化しており、令和5年度も継続して事業を実施し、町で支出した経費となります。

161ページの二重丸、中学校施設経費では、小学校と同様に、照明器具LED改修 工事や石油暖房機の更新を行いました。

161ページの二重丸、中学校給食経費の005給食材料費も、小学校同様に、生徒の学校給食費の無償化により町で支出した経費です。

166ページ、167ページをご覧ください。

備考欄、下段、4項社会教育費5目文化財保護費の二重丸、文化財保護経費では、 次の169ページの12委託料は、所蔵している文化財の保存管理状況を明らかにし、公 開に向けた措辞を整理するため、所蔵文化財資料整備業務を委託した経費です。

169ページの下段、5項社会体育費1目社会体育費の二重丸、体育施設管理経費では、次の171ページの14工事請負費は、既存の照明器具は水銀灯であり、生産が終了したことに伴い、LEDへ更新する改修工事を、体育センター、心かよう館及び多目的グラウンドの3施設で行った工事が主なものです。また、体育センターは災害時の避難所機能を有するため、照明の明るさを調整する調光装置を新たに設置しました。なお、その上にあります12委託料のうち、020設計管理測量委託料は、照明器具のLED化工事に関する設計管理業務の委託料が主なものです。

170ページから173ページまでの6項施設管理費の中では、中央公民館にWi一Fi環境を整備し、史跡公園管理ではマツ並木保存管理計画に沿った事業を継続的に行い、風の子広場には、誰もが一緒に遊べる公園を目指し、インクルーシブ遊具を設置するなど、各施設等の環境整備や管理に努めました。

172ページ、173ページをご覧ください。

10款災害復旧費、支出済額は600万900円です。主に、令和5年6月の豪雨災害による農業用施設の復旧事業や、過年度の災害で令和5年度中に申請がありました農地の復旧事業についても対応を行ったほか、令和5年5月と7月の豪雨災害による町道のり面復旧工事などを行いました。

174ページ、175ページをご覧ください。

11款公債費の支出済額は4億3,459万5,199円、12款予備費につきましては、支出は ありませんでした。

次に176ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額62億807万714円、歳出総額54億7,597万6,757円、歳入歳出差引額7億3,209万3,957円、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額6,516万3,300円、実質収支額6億6,693万657円をもって、決算を終了いたしました。

続いて、公有財産の関係ですが、177ページをご覧ください。

土地の移動につきましては、三葉保育園跡地の西塩沢三葉住宅団地分譲によるものであり、建物については、家屋取得による変動がありました。

続いて、178ページには、山林有価証券出資による権利、物品が記載されております。

179ページは、基金の状況について、表にまとめてありますのでご覧ください。

180ページは、地方消費税引上げ分に関わる地方消費税交付金の社会保障経費への財源配分を示したものです。

以上、一般会計の歳入歳出決算につきまして説明を申し上げました。ご審議の上、 お認めいただきますようお願い申し上げます。

認定第2号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、 趣旨の説明を申し上げます。

最初に概要についてですが、令和5年度における国民健康保険の加入世帯は、年間 平均で1,047世帯、全世帯の36.1%、被保険者数は1,656人で、町の人口の24.7%を占 めています。前年度比は、被保険者数で71人の減となっています。

歳入では、国保税の令和5年度現年分の調定額は、令和4年度より370万円余の増となり、1世帯当たりの保険税は7,572円増加し、13万3,556円となりました。

歳出では、保険給付費が令和4年度より4,540万円増となり、一般被保険者の1人 当たり医療費も、令和4年度より1万9,209円増加し、38万9,709円となりました。

それでは、5ページをご覧ください。

歳入合計 7億7,930万8,681円、歳出合計 7億6,899万8,355円、歳入歳出差引残額1,031万326円でありました。

6ページ、7ページをご覧ください。

事項別明細の歳入から主なものを説明いたします。

- 1 款国民健康保険税、収入済額1億3,781万3,555円、全体の徴収率は87.1%で、前年度比0.7%の減となりました。不納欠損につきましては2件となっています。
- 3 款県支出金、収入済額 5 億6,369万8,221円、歳入における構成比は72.3%となっています。
  - 8ページ、9ページをご覧ください。
- 5 款繰入金1項1目一般会計繰入金は、国保事業に対する町の定率負担分と町単独 事業分への繰入れ、国保税軽減措置に係る国、県、町負担分の繰入れです。2項基金 繰入金は、支払準備基金より1,141万8,000円を取り崩し、繰り入れたものです。

次の10ページ、11ページ、8款国庫支出金の2項3目その他補助金は、社会保障・ 税番号制度システム整備費等補助金です。

12ページ、13ページをご覧ください。続いて、歳出について主なものを説明いたします。

1 款総務費の備考欄、二重丸、一般管理経費の18の011負担金は、長野県市町村共 同利用システムの利用負担金が主なものです。

2款保険給付費は、前年度より453万円あまり増額となっています。

16ページ、17ページをご覧ください。

4項出産育児諸費の該当件数が1件、5項葬祭費の該当件数が15件について給付を 行い、6項傷病手当金は令和5年度については給付がありませんでした。

3款国民健康保険事業費納付金は、県への納付金です。

18ページ、19ページをご覧ください。

4款保健事業費1項1目、備考欄の二重丸、特定健康診査等事業経費の12委託料は、特定健診受診に係る国保連合会等への支出と、未受診者対策や服薬情報通知等の業務 委託が主なものであり、令和5年度において、健診を受けた方は473人でした。

2項1目保健衛生普及費の18の021補助金は、主に人間ドック受診者への補助金で、 受診者は149人でした。

次に22ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額7億7,930万8,681円、歳出総額7億6,899万8,355円、歳入歳出差引額と実 質収支額は同額の1,031万326円をもって、決算を終了いたしました。

国保支払準備基金は、利子分を積み立て、1,141万8,000円の取り崩しを行い、決算 年度末で8,966万3,982円の現在高となりました。

23ページは主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、 お認めいただきますようお願い申し上げます。

認定第3号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、 趣旨の説明を申し上げます。

本会計については、医療保険者である長野県後期高齢者医療広域連合で賦課した保険料額について、町で徴収を行い、徴収した保険料を広域連合に納付する形を取っているため、歳入については、主に徴収した保険料であり、歳出については、徴収した保険料の納付金が主なものとなっています。令和5年度における75歳以上の被保険者数の年間平均は1,387人で、前年度より49人増加しました。被保険者1人当たりの医療費は、県平均より2万9,804円高い89万7,748円となったものの、前年度に比べて1,097円減少しました。

3ページをご覧ください。

歳入合計9,125万7,792円、歳出合計9,094万2,641円、歳入歳出差引残額31万5,151円です。

4ページ、5ページをご覧ください。

事項別明細書の歳入から主なものを説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額6,852万6,200円、収入未済額59万8,000円で、

徴収率は99.1%、前年度比0.2%の増でした。

3 款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する財源として、 広域連合に納付するための県と町の負担分です。

次に、歳出ですが、8ページ、9ページをご覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と保険料軽減に係る保険基 盤安定負担金を広域連合に納付したものです。

次に、10ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額9,125万7,792円、歳出総額9,094万2,641円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の31万5,151円をもって、決算を終了いたしました。

次の11ページは、主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

認定第4号 令和5年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨 の説明を申し上げます。

令和5年度における介護保険の被保険者数は、令和6年3月末で2,549人、認定者数は令和4年度より4人減少して385人となっております。認定者数の内訳は、要支援が75人、要介護1から2が150人、要介護3から5が160人となっており、介護度が重くなると介護サービスの利用も増えていく状況になっています。

それでは、決算書の5ページをご覧ください。

歳入合計 9 億9,934万4,665円、歳出合計 9 億1,462万3,962円、歳入歳出差引残額 8,472万703円でありました。

6ページ、7ページをご覧ください。事項別明細書の歳入から主なものを説明いた します。

1 款保険料、収入済額 2 億518万2,700円、収入未済額1,009万2,600円、徴収率95.3%で、令和4年度と同水準での徴収率で推移しています。

4 款国庫支出金のうち、1 項国庫負担金は、介護給付費負担金で、2 項国庫補助金の1 目調整交付金は、介護給付費分と総合事業分による交付金、2 目地域支援事業交付金(総合事業分)は、主に介護予防事業分で、3 目地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)は、包括的支援事業及び任意事業のほか、生活支援体制整備事業などの交付金となっています。

8ページ、9ページの8目介護保険保険者努力支援交付金は、予防健康づくりの取組を増加させる保険者に対して交付されるものです。

5款支払基金交付金は、40歳から64歳の2号被保険者の保険料になります。

10ページ、11ページをご覧ください。

8 款繰入金は、介護給付費や保険料軽減分のほか、地域支援事業などの町の負担分を一般会計から繰り入れたものです。

12ページ、13ページをご覧ください。

10款諸収入の3項地域支援事業利用者負担金は、主に配食サービスの利用者に係る個人負担分です。

14ページ、15ページをご覧ください。続いて、歳出について主なものを申し上げます。

1 款総務費 3 項介護認定審査会費 2 目認定調査費の備考欄、11役務費のうち、021 手数料は、介護認定に係る主治医の意見書の作成手数料です。

16ページ、17ページをご覧ください。

2款保険給付費、支出済額は7億6,817万2,361円で、令和4年度より7,048万円余の減少となりました。主に、居宅及び施設サービス給付費と、居宅介護サービス計画給付費のほか、高額介護サービス費が減少しました。

1項1目介護サービス等給付費は、要介護1以上の方の居宅介護、施設介護に係るサービス給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

2項1目介護予防サービス等給付費は、要支援1、2の方の居宅予防サービス給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

4項1目高額介護サービス費は、負担限度額の上限を超えた分の給付費です。

5項1目特定入所者介護サービス費は、施設入所に係る食事代等、減額措置に対する給付費負担金です。

18ページ、19ページをご覧ください。

3 款地域支援事業費1項2目任意事業費の備考欄、12委託料は、独り暮らしの高齢者などへの支援、配食サービス等に係る委託料が主なものです。

下段の4目生活支援体制整備事業費の1枚をおめくりいただき、21ページの備考欄、 上段にあります12委託料は、生活支援体制整備事業における立科町社会福祉協議会へ の委託料です。

2項1目介護予防生活支援サービス事業費の備考欄、18の011負担金は、要支援者等の訪問通所サービスの給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

22ページ、23ページの5款諸支出金1項2目償還金は、令和4年度の介護給付費負担金交付金及び地域支援事業交付金の確定による返還金です。

次に、24ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額9億9,934万4,665円、歳出総額9億1,462万3,962円、歳入歳出差引額と実 質収支額は同額の8,472万703円をもって、決算を終了いたしました。

介護保険支払準備基金は、利子分のほか、4,300万円の追加積立てを行い、決算年度末で1億4,338万6,329円の現在高となりました。

25ページは、主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、お認

めいただきますようお願い申し上げます。

認定第5号 令和5年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨 の説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。

歳入合計 1 億9, 378万197円、歳出合計 1 億9, 135万1, 843円、歳入歳出差引残額242 万8, 354円です。

- 4ページ、5ページの事項別明細の歳入をご覧ください。
- 1款繰入金は、辺地対策債の利子償還金の一部を一般会計から繰り入れたものです。
- 3款諸収入は、指定管理者からの納付金が主な収入です。
- 4款町債は、リフト整備事業などのための返地対策事業債です。なお、収入未済額については、返地対策事業債を活用した索道施設整備事業が、翌年度となる令和6年度へ繰り越したことによるものです。
  - 6ページ、7ページの歳出をご覧ください。
- 1 款索道事業費1項1目リフト事業費の備考欄、10需用費は、白樺高原スキー場等におけるリフト等の異常、不具合による緊急修繕に対しての修繕料であり、12委託料は、安全な索道施設の継続と、今後のスキー場の整備に向けた検討を行うために実施した索道施設整備調査業務委託が主なものです。13の001使用料は、スキー場等の土地使用料を町に支払ったもの、その下の022リース料は、しらかば2in1スキー場の圧雪車のリース料です。14工事請負費は、返地対策事業債を活用したリフト整備工事、しらかば高原総合観光センター風除室、屋根、雨漏り修繕工事、各スキー場の人工降雪機整備工事のほか、単独事業としてのリフト整備工事を実施しました。このうち、返地対策事業債を活用した蓼科牧場ゴンドラリフト山麓駅舎階段修繕工事については、工事の設計に時間を要したため、令和5年度内の事業完了が困難となり、令和6年度へ繰越しとしました。
  - 2目自然園事業費の備考欄、使用料は、敷地の使用料を町に支払ったものです。
  - 8ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億9,378万197円、歳出総額1億9,135万1,843円、歳入歳出差引額242万8,354円、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額6,000円、実質収支額242万2,354円をもって、決算を終了いたしました。

次の9ページは財産に関する調書で、10ページは主要施策の成果等になります。それぞれご確認をお願いいたします。

以上、索道事業特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

認定第6号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。

歳入合計5,323万7,620円、歳出合計4,482万4,421円、歳入歳出差引残額841万3,199 円です。

4ページ、5ページの事項別明細書の歳入をご覧ください。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料の収入済額は4,079万50円、収入未済額は422万 3,530円で、徴収率は90.6%、前年度比12.9%の増となっています。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。

1 款衛生費1項1目下水道管理費の備考欄、12の003施設管理委託料は、汚水処理場及び中継ポンプ場の維持管理業務委託料です。14工事請負費は、汚水処理場の機械設備整備を行い、汚水処理場の長寿命化を図った工事です。24積立金は、8ページの基金の状況のとおり、追加分と利子分を積み立てました。

8ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5,323万7,620円、歳出総額4,482万4,421円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の841万3,199円をもって、決算を終了いたしました。

基金の状況ですが、3つの基金について、それぞれ追加分と利子分を積み立て、決算年度末現在高は、合計で4億7,683万888円となりました。

次の9ページは、主要施策の成果等でありますので、ご確認をお願いいたします。 以上、白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議 の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(今井 清君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

なお、この後、2時50分より広報広聴委員会を第1委員会室で開催しますので、委員はご参集願います。ご苦労さまでした。

(午後2時37分 散会)